ソンポン・スチャリクル著「タイ法と仏教法」

洋 (訳)

匹

(ii) 王室と国家の役割

(i) 憲法による保護

タイ王国による仏教法の支援

仏教法とタイの法原則との相互作用タイ法と仏教法の共存と相互依存

(一) タイの法制度における仏教法の影響

(i) Lanna Thai Law における仏教の影響

中央タイにおける仏教の果たした形成上の役割

藤

意味し、

は じ

注 訳者あとがき

め に

序との間 本稿の目的は、 の相互影響について、考察することにある。 仏教法とタイ法との間の固有の関係、 共存関係、 相互関係およびタイの現行法制度と宗教的秩

本稿で用いられる基本的用語を明確にしておく必要がある。

すなわち、

仏教法とは仏陀の教えを基にした法を

宗教法としての仏教法の概念に関して、 仏 教 法 現代の見地からその内容に対する疑問に回答する必要があろう。

タイ法とはタイの人々のすべての歴史を通して様々な王朝で解釈適用された法を意味する。

仏教が、 教と捉えられているのである。 とは異なるものであるとしても、それでもなお、仏教は歴史家たちや宣教師たちのような者によって、③ 原則として尊重している。 は、宗教としての仏教自体に関する疑問である。大部分の仏教徒は、 神というような最高概念が仏陀の教えの中心テーマから唯一欠如しているという意味で世界の他の宗教 またある者は、 仏教を哲学としてあるいは現実的な生き方として考えている。(ユ 仏陀の教えを宗教的指針あるいは守るべき

一般に宗

たとえ

もし仏教が宗教とは認められないとするならば、数十億に上る仏教徒たちは宗教を有さない者とみなされてしま る。 し、寛容に扱いまた実践する、ということは、真実ではない。仏教の特徴を考慮するならば、 うであろう。他方、 彼らは、 仏教徒は慎み深く穏健である。しかし極めて稀だが、原理主義者、 穏健、 仏教徒の信念を有している者は仏教徒の原則を違えることなしに他の信念をも学び、 中道、 majima pada あるいは中庸を主張する仏教を、 実際には誠実に実践してはいない 狂信的信者あるいは過激派も存在す 仏教は紀元前六〇 理解

否かである。 ュニティーにおいて単なる道徳規範ではなく拘束力あるものと考えられているという意味で、真に法であるのか 法としての仏教法に関連する次の疑問であるが、仏陀の教えに由来する宗教的原則は、 それらが仏教徒のコミ

○年以来の人類の歴史における宗教であり、さらに当面は宗教で在り続けることを我々は確信している。

によるパーリ語の使用は、 話されたサンスクリット語の方言としてパーリ語の中にあり、それはパーリ語の法典として知られている。 に)。それらは① Vinaya、② Sutta(または Suttanta)、③ Abhidhamma である。その記録は、 れている仏陀の教えは、三部に大別できる(あるいはローマの十二表法における baskets または TIPITAKA (パーリ語)、TRIPITAKA (サンスクリット語) あるいは TRAI PIDOK (タイ語) (©) インドのヒンズー知識階級 〔Indian Hindu Brahmin〕の伝統からの断絶を意味 仏陀によって に記録さ 仏陀

洋 法 学

以来る。

仏陀は、

ヒンズー教徒の王子として生まれた。そして仏教はヒンズー教から興ったのであるが、

独立の方針を追い続けていた。

その開宗

ら、

結局はサンスクリット語に翻訳されたのである。

出される。

ガヴァ·ギータ (Bagavad Gita) ならびにラマヤナ (Ramayana) とマハバラタ (Mahabarata) 〔tables〕を含む文献の多くの主要部分がある。パーリ・ストラス〔Pali Sutras〕がインドで失われた後に、 ている。 [Vedic](およそ紀元前一五〇〇~二〇〇年)であり、 そこにはヴェーダ (Vedas)、リグ・ヴェーダ (Rig-Vedas)、ウパニッシャド (Upanishads)、 サンスクリット語でヒンズー教の古代の経典が 記録され ス

ンスクリ

/ット · 語

は

インドのヒンズー

知識階級

の古典的言語であった。

その初 期

の形 態 は

ヴ

エ

1

リランカで発見され、インドに戻りつつ、そしてチベット、中国を越えて朝鮮や日本を通る北ルートを廻りなが

サンスクリット語とパーリ語の原本との間には相違が見い

ーリ語)

例えば、Dhamma (パーリ語) に対する Dharma (サンスクリット語)、Nibbana (パ

る。 または Theravada 仏教を忠実に保ちながら、 の表現が、 する Nirvana(サンスクリット語)のようにである。タイ語においては、サンスクリット語とパー 公式タイ語として使用されている。 すべて仏陀が用いた言葉であるパーリ語で行われているのであ しかしタイの仏教寺院での詠唱や祈禱は、 できる限り長老の教え · リ語 の双方

のルールや規則は、 や典礼あるいは儀式に関するルールや規則を専ら扱っており、 Vinayapitaka せ′ 五部に分かれており、概していえば世俗社会の法や社会規範に匹敵する。 男性僧侶 (Bhikkus) と女性僧侶 (Bhikkunis) それらは仏陀によって考案されたものである。 の社会 (Orders) で行われ 僧 侶 この行 そ 動

る

西欧社会の視点から観れば、 Vinaya には [西欧的] 近代法制度の幾つかの要素が欠落していることも事実であ

会は、充分に組織化された僧侶のコミュニティーであり、自制的で自立的かつ遵法的である。 ŋ ちの下した評決を強制的に実行する執行人もいない。Vinaya は、この宗教的社会に適用される唯一のものであ 世俗世界で起こった深刻な罪と不可避的に対応するものであるならば、それはなおも法である。 聖職の剝奪という形で最も深刻な罪が罰せられるとはいえ、控訴裁判所もないし、看守もない。また僧侶た 仏教徒の社

ma は仏陀の言動や教えをより純粋で哲学的に詳述している。それらは、世俗世界の感覚では、⑪ 持つような法ではない。しかしやはり仏教徒のコミュニティーに関する行動規範や平和な生活のモデルとなって Suttapitaka は仏陀の言説とストラス〔Sutras〕から多くの弟子によって作られた集積であるが、(②) 社会的強制力を

れらは RATANATTAYA あるいは敬意をこめて聖三位〔the Holy Trinity〕に匹敵する聖三宝〔the Holy 仏教には三つの最も崇拝されるものがある。仏陀、ダンマ〔Dhamma〕そしてサンカ (Sankha) である。こ

いる。

Triple Gem)とみなされている。

$\widehat{\Xi}$ タ 1

法

学

洋 法 イ」の一部になっていないのではないか、という点である。今日、多少とも明確に定められているように、 タイ法の概念に関して最初に生じるであろう疑問は、 「法」という用語 [の使用] に先んじて、「法」が

王国において法が強制力を有することについては疑いない。[しかし] タイ法の概念がタイの国家法 [the law of

115

東

ている」。

Thailand〕よりも広い概念であるかどうかについて疑問が残っている。 その答えは、 明確に肯定的である。

の謎を解く手がかりは、タイ人やタイ民族の歴史と起源の中で発見されるに違いない。

タイ国家の年代記初版は、次のような書き出しで始まっていた。 一九七三年に『世界の諸国』(the Constitution of the Countries of the world) の一つとして公刊された

ば、タイの人々は、千年前に、黄河の南、[現在の] 中国の揚子江に移動した。この期間に、タイ人は独立した民 族を形成し、 「タイ人(「自由な人々」の意)は五千年前に西モンゴルのアルタイ山脈地帯にいた部族に遡る。 自らの王の下に統率されたのである。シャムと称したタイ王国は、そのとき以来、 独立を保ち続け 伝説によれ

界で最も古い文明が、六千年前に遡る Baan Chiang のタイ文明であるという結果がもたらされた。 不能であると反駁せずとも、タイ人たちがアルタイ山脈近辺へ入植する時期よりも前に、タイ王国の中核は黄金 三〇年前にタイ王国の北東にある Baan Chiang で発掘が行われ、京都大学とインディアナ大学が研究し、 伝説は実証 世

半島(Laem Thong)に既に存在していたといえるであろう。 「タイ」という表現またはタイという意味は、 自由あるいは自由な人を表しており、タイ民族として認識され

ミャンマーの Shan 州、雲南州(まれに南中国のタイ自治州として知られている)、そして北ベトナムのタイ川 ている独立少数民族の呼称として長い間使用され続けている。そして今日ではタイ民族は、タイ王国、ラオス、 [Thai Yuan] あるいはタイ Dum またはブラック・タイの全体に住み暮らしている。さらにタイ少数民族の他の

グループは、インドのアッサム州(Thai Ahom または Assam)にも居住している。したがって、「タイ」とい 現在、東南アジアの様々な地域に拡散して住んでいる少数グループを

う言葉は、タイ人、タイ民族、あるいは、 意味しているのである。 そのほかの表現としては、太古からしばしば、Muang Thaiまたは「自由の地」が使われてきた。これら(ユ)

は、 されている)。MUANG THAIと称されているタイは英語ではタイランド [Thialand] と訳されているが、 Noiや「little」タイという表現は、Shan州に現住している Thai Yaiや「big」タイという同類縁者とは区別 現在のタイ王国において統一されたタイ人グループが占有した土地や領土を表示する表現である(Thai

はない。同様の例は、イングランド、フィンランド、アイルランド、スコットランドなど沢山ある。 けている。「タイ」という言葉に「ランド [land]」という言葉をつなげることは、言語学的根拠に反することで 他意のない発音にもかかわらず民族統一主義を目的としているという理由で、特定の地域からしばしば反感を受

タイ人〔Thais〕という少数民族 [を意味する言葉] からの地理学上の派生語である。 黄金半島 (Suvarna 使用される派生語「Siamese」[シャム人]が住んでいた地理学上の地域でもある。それに対してタイランドは、

「シャム」は、古語も含めてもともと、その地域の住民を意味し、また、しばしばシャムに関する形容として

の北部に住んでいる住民は、 中国語でシャム・ラオ族 〔Siam-Lao〕と称されてきたタイ人である。

東 本稿においてはタイ〔THAI〕、タイランドおよび Siamese またはシャム〔Siam〕という表現を、衡平にほ その地域を Prathet Sayam と呼んでいる。

洋 法 学

多くの未解決の問題を見い出している。(シ ぼ同 タイ人研究者および非タイ人研究者は共に、 ː一の意味で用いることにするが、法制史の研究者たちは、(º) 初期タイ法の真の源を確認することができずにいる。 黄金時代を有していたというタイの歴史において また彼ら

ンポン・スチャリクル著「タイ法と仏教法」 は 市民法の形態であるにもかかわらず、 制史の研究者によって解明されたことは、現代のタイ王国で有効な法の内容が、そしてそれらの法内容が西欧的(ミク) ても確認することができずにいる。また現代のタイ法の何割が、もともとの純粋なタイ〔Thai〕に起因してい 接な関係を有しているという事実である。それを仏教法として認識できると主張されてきているのである。 有効な法内容が、仏陀の教えと実質上関連しているという視点からみると、現代の法とかつての法とが極めて密 介した近隣諸民族との交易慣習が、 るのかも、 Tipitaka もしくは仏教の Pali 法典から生じた仏教法、それらが与えた具体的影響の正確な割合 [配分] につい 初期タイ法を発展させたとされている Brahmin の伝統あるいはヒンズーの Dharmasastras いまだに不明である。さらに中国人パートナーによって行われていたような海上商業慣行および海をいまだに不明である。さらに中国人パートナーによって行われていたような海上商業慣行および海を 初期タイ法に与えた影響の大きさについても未だ解っていないのである。 西欧的に法典化される前のタイの制定法および法的伝統において、 およ 当該 法

のである。

他の部分は、

びに音訳の言語学的進化に顕著に現れているサンスクリットの文化的影響を通した、

ヒンズー法との近接性を否

仏教法としてのタイ法の研究は、Dharmasastras、マヌ法典、あるいは、タイ文字や文字体系なら

純粋なタイ起源および東南アジアと東アジアで普及していた国際的な商習慣を起源とするも

この点の研究を始める前に、次のことに注意しなければならない。すなわち、タイ法は多くの部分で仏教法で

118

ても、Dheravada [ママ・Theravada?] 仏教の僧侶たちによるパーリ語の使用によって、仏教法は、 定してはいない。タイ社会へのインド文化の影響がサンスクリット語の受容による言語学的なものであったとし(ミン 現世紀以前

の非法典化時代におけるタイ市民法各分野の発展に対する非常に明白な影響を有しているのである。

二 タイ法と仏教法の共存と相互依存

リ語 印法) よって創始された王立図書館に保存されている勅命と法の手書き原稿を清書すること。および、 シャムの三印法 [Three Seals Code] は、Sunthorn Wohan 委員会によって一八〇五年に完成した。それによ !の神聖なる基準と内容に従って整理すること。それは間違いと複製物を無くし、分類するためである]。 内務省、 という。 現行制定法 [当時] 及び勅命並びに周知のタイ習慣を編集し、照合したものであり、 国王 Rama I は法典化委員会に次のように命令した。「聖タマサート〔Sacred Thammasat〕に② 防衛省および財務省の印章を必要とするゆえに、その法名称を、Kotmai Tra Sam Duang(三 当該原稿をパ 法典化された

Lilit という詩形を作成していた。これは、訴えを聴取する手続に関する Ayudhyan 法の精選である。三印法 百年以上も現在のタイ王国で用いられてきたのであった。その他に、法改革委員会 制定法体系に自動的に分類されたものであることは明らかである。 法体系、 証拠や夫婦および上訴に関する法などについての論叢であり、 当該法典以前は、 国王 Rama V の御世まで、 (Law Reform Commis-裁判所の役人が Kotmai およそ

sion〕が、一八九七年に創設され、刑法や民事訴訟法、民商法さらに裁判所法を含む、タイの諸法を法典化した

洋 法 学

(5)

人民に対する叛逆法

(西暦一三五七年)

6

のであった。 ^[23]

1 アユタヤ王朝 証拠法

(西暦一三五〇年) (西暦一三五〇年~一七六七年)では、次のようないくつかの法が採択された。

3 夫婦間法 (西暦一三五一年) 2

国家に対する叛逆法(西暦一三五一年)

4 訴訟手続法 (西暦一三五五年)

多様な物に関する法(西暦一三五九年)

強盗に関する法(西暦一三五〇年および一三六六年)

7

スコータイ王国

(西暦一二五七年~一三五〇年)の石碑文

(西暦一二九二年)は、

初期タイの法史を明らかに

いたのである。 ⁽²⁾ するような決定的なものではなかった。その石碑文は、王の行動と義務を記述することによって、法文となって

の慣習は二つに集約され得る。第一に、Lengdon、すなわちアッサム人の王国におけるタイ Ahom の最高 Ahom Buranji の法資料は、 仏教徒になる前のタイ人が如何であったかを明らかにしている。タイ人の 初 神 期

は、その二人の孫にタイ人とその他の人民を支配する方法を教示しながら、同時に法令を発布した。人々の多民は、その二人の孫にタイ人とその他の人民を支配する方法を教示しながら、同時に法令を発布した。人々の多民

族性について Lengdon は次のように強調した。「この世界には様々な人々がいる。

非常に多くの人々が生活して

120

お前は拳 〔a firm hand〕を持って支配しなければならない。私はお前に正義を行うように助言する」。

いるように思われる。 仏教徒になる前のタイの法文化は、文化的多様性の維持と、各タイ人家族の高潔性〔integrity〕に重きを置いて 第二に、Khun Borom、すなわちタイ・ラオ族の王は、彼の七人の息子と義娘たちに支配の方法を助言しな

イの共同統治ルールに関する記述から、タイ・ラオ族およびタイ Yuan についての Thai Ahom および Khun

がら、同時に法令を発布した。ヴィエトナムの Dien Bien Phu 地域には多くの民族がおり、

かれらに対するタ

Borom の二つの前仏教的タイ法が、ある戦略を描き出している。その戦略とは、メコン上流域からマレー半島②

の付根までの、さらにメコン中流域から東北インドのアッサムまでのあらゆる地域に対して、そこにいる多民族(②) をタイ人の支配下に置くというものであった。

masastras 以前のものであり、Dharmasastras とは全く異なった内容を有しており、 の十年間で、多くの仏教学研究によって当該見解は変わりつつある。仏教徒の法的伝統は、ヒンズー教の Dhar-一般にタイおよび東南ア

近年に至るまで学者たちは、「仏教徒による法的影響」を欠落している分野として長らく考えていたが、

最近

ジア文化に対するインドの影響が主であったと、いまでは考えられている。(※) ハクスリ〔Huxley〕は、パーリ語の文献および Niti と Chbap の民族伝承に関する宗教哲学的関心と法文献

とを分類した。彼は、Tipitaka に関する七つのリストと七つの物語を提示し、Critical Pali Dictionaryの引用 に関連した括弧書きで解説を記した。それには特に、次のものが含まれていた。すなわち、三種の奴隷(V iv

東 洋 法 学

121

窃盗(V-a viii 60)である。

224)、四つの AGATI あるいは本来の正義 [natural justice] (J I 176; J iv 105)、 つの要素(V-a viii 64)、配偶者の五つの義務(A iii 36)、七種の妻(A iv 91;J ii 347)、そして二十五種 財産の価値を決定する四

ンポン・スチャリクル著「タイ法と仏教法」 相互独立、 不干渉および極めて広範な相互依存、 これらの中での寺院と国家の共存は、 あらゆるところで、

来であり、 の終わりまでにスリランカ〔Srilangka〕の Pallava から黄金半島(Suvarna Bhumi)で仏教が受容されて以 つ多くの歳月を通して、タイ王国において充分に実行されて来ている。それは十六世紀 その結果、Mon Dvaravati 王国の Nakorn Chaisri(Nakorn Pathom)での最初の塔(Pagoda/ (およそ西暦六○○年)

る。すなわち、 民主国家タイを規定する憲法で保障されている他の聖三位〔Holy Trinity〕をも意味しているので 国民国家を表す赤、 仏教を表す白、そして国王および王室を表す青である。この三色は、 一九三

タイ王国に向かって北上したのである。今日、共存は、タイ国旗の「三色旗〔トリコロール〕」に反映されてい

が建設されたのであった。そしてそれは Chiengsaen、Lannathai および Sukhothai の

Phra Pathom Chedi)

院や法人が、 するということを意味するのではない。すなわち、より重要なことは、宗教的秩序が自律的存在として公法や行 政法のもとで組織化されるのではなく、 タイ王国の民商法のような法制度の下で権利義務を有しているようにである。実際、 タイ王国の民法や商法によって組織化されるということである。 宗教的秩序

平和的共存は、

実際には、

寺院あるいは君主制度が、

相互交流や相互依存なしに国家の一部たる位置から孤立

は、 タイ王国の法的および憲法的枠組みの中で共存しているのである。

社会においては、 聖職者秩序の制度が、最高位の長 [Supreme Patriarch] を頂点として、 そして仏

あった。最高会議〔the Council of Elders〕は、寺院に関する諸事項を管轄し、Dheravada 秩序内で、⑻⑻ 教僧社会の Mahathera 最高会議〔Council of Elders〕によって統治されながら、 いては 朝鮮およびヴィエトナムの地域では大乗仏教〔Mahayana〕が見い出されるにもかかわらず、 の東南アジア諸国と同様に、 有力な仏教徒の秩序は、 Dheravada 仏教ある 構築されてきた。 *د* با は タイ王国にお Hinayana 寺院長 Н

[abbots] や主寺院長〔Chief Abbots〕ならびに公式な聖職者の地位に関して、上級僧侶たちに斡旋しているの そのような僧侶たちは、パーリ法典に基づく Vinayapitaka によって厳しく統制されているのである。

の僧侶によって遵守される行動規範や規則を詳細に記述しているパーリ語の二二七の韻文を吟唱する。 このような僧院では、 満月あるいは半月ごとに、Sankhaが、PATIMOKKHA あるいは、 例外なしにすべて 軽微な違

反は、 特別 最高会議が出す命令書によって処理される。この処理は、 の僧侶 〔fellow monks〕によって処理される。これに対して、 宗教法上の適正手続 窃盗、 殺人および女犯といった重大 (due process)

われた後に実行される。例えば、 生死に匹敵する命令なのである。 僧侶衣の禁止、 さらに [当該処理に対する] 僧侶職からの追放、[僧侶秩序への] 再入会の禁止などとい 世俗の法秩序による再審は存在しない

学

東 洋 法

による如何なる強制や侵入によっても汚され得ないことである。あらゆる現実的な目的のために、寺院は神聖不 寺院あるいは僧院が公衆に受け入れられている理由は、 兵役免除を維持し続けていること、 および私的な権威

123

彼らは、

ソンポン・スチャリクル著「タイ法と仏教法」 イの ついての厳守と厳格な解釈を行う傾向にある。つまり、パーリ語記述を読み、 (あるいは仏陀の生きていた時代) においては、極めて近いものであった。Thammayuth は、Vinayapitaka に タイにおける Dheravada 仏教は、二つの集団を包含している。すなわち、Thammayuth と Mahanikai であ 前者は、 仏教僧の八○%以上が Mahanikai に属している。 疑念や特に政治的問題とは無関係のところにいる。 寺院の数が少なく、それを維持する一般信者の数も非常に少ない。 この両派 (あるいは Nikais) 詠唱するに当たって、 タイの寺院の大部分を占め、 は、 往年の Buddhapassa 元来の

び多数派に対する敬意から、 パーリ語で行われているが、 をタイ式の読み方に変更している。Thammayuthの寺院では、あらゆる祈禱、 その祈禱に Mahanikai からの客人が参加する場合は、 詠唱は Mahanikai 方式で行われる。 詠唱そしてパーリ語 当該客人に対する礼儀およ の韻 覧文が、

リ語発音を踏襲するなどである。一方、

多数派の Mahanikai の信者たちは、

厳密な規則を緩め、パ

1

語原文

ì

国家が仏教寺院に対する非統制状況を調査する以上に、僧侶たちは、(8)

日の出前 の早朝から、 僧侶たちは、 信徒たちから食料を入れてもらう篭 (Parti) を持って村や町を

仏教徒共同体の平信徒と接触しなければ

寺院も家宅捜査

し出す。 徒歩で、 彼らは、 あるいは場合によっては小船で巡回するのである。信心深い仏教徒は、 そのような行為を功徳の一つの表れと考えているのである。 Sankha に対して食物や花を差

車の洗礼式は、 それが寺院であろうと自宅であろうと、 僧侶による加護の祈りを受けるのである。また私的あるいは個人的にも、結婚や出産、誕生日や火葬のときも、 おいても、 ヒンズー教の Brahministic な儀式を執り行う上級 Brahmin が、その儀式部分を担当する。 arch] によって公式に行われている。First Plough (Pitee Raekna) の儀式のような公的な行事においては、 あらゆる国家機能は、 国家行事に関するこのようなことは、決して珍しいことではない。 しばしば、 上級僧あるいは Somdej 階級にある高位の僧侶を伴った最高位の長 僧侶または Sankha のグループが執り行っている。 仏教僧によって執り行われている。 船舶、 戦場に赴く軍隊は、 航空機あるいはボートや自動 他の (Supreme Patri 東南アジアに まず最初に、

三 仏教法とタイの法原則との相互作用

らにそれを強力に推し進めるかのように、僧侶秩序に関する Vinayapitaka の履行や、王国の一般仏教信徒に関 する Suttapitaka および Abhidhamma の思想の拡大という両方面において、 仏教法を尊重している。

学

複数の方法で、

タイの法規範の法形式に対して、

仏陀の教えの影響が現れている。タイの法制度の構造は、

ತ

東洋法

(一) タイの法制度における仏教法の影響

(i) Lanna Thai Law における仏教の影響

Phaya MangraiそしてAvaharnである。これらのタイトルをもって行われた写本は、通常、Lanna法 すなわち、Mangraithat、Thammasat、 すべてという、広い意味を持っている。北部タイの法文書に関して言えば、 タイの標準語においては Katmai とは法を意味するが、Lanna Thai つば Katmai は「一般に書かれた記録」 Rajasat, Khadilok, Khlong Thammasat, Anajak, Khamsorn 当該用語は次の意味を有している。

masat は全人類に適用される普遍的自然法である。Rajasat は、 を、また Khamsorn は Khadilok と khadidham は「現世と仏教の歴史」を意味している。Khlong は方法論であり、Avaharn は強盗 〔Lanna Law〕を参照している。例えば、Mangraithatは「Mangrai 王の法」という意味であり、 教 えを意味 している。勅令 [royal decree]と裁 前例において王が決定した判例法である。 判 〔判 決 は、Mon Pagan また Tham

(Pukam)

Thammasatにおいて観られるように仏教の影響を反映したものであった。

ージを拡散することを支援し、また Wang Kam とチェンマイに多くの寺院と僧院を建立していた。一三七〇年 から Phya Kuenaの治世に至るまで、チェンマイの人々は Theravada 仏教を実践しており、 る碑文と年代記に現れている。 北部地域における Hinayana 仏教の最も古い痕跡は、 Phya Kuenaは二人のSukothaiの僧侶を招待して、チェンマイに「Theravada派を創設することを チェンマイにおける Lanna に関する Phya Mangrai の設立 九世紀の Haripunchai (Lampang Province) に関す (西暦一二九六年) 国王も仏教のイメ

参集し、 maは Paganにおいて命じ、 た。Lamna Thai で用いられていた法は、Dhamma によって支持されなければならなかった。 を頼みにしていた。Lanna 裁判所は、VINAYA および他の仏陀の教えを、平信徒を統率するために使い続け 七年に Wat Ched Yodで開催された。Lannaを学んでいる多くの僧侶たちが TIPITAKA を再検討するために 国家の立法と勅令を神聖化し、大衆に受け入れられるようにするために、それらを正当化する役割を果 仏教問題について討論した。Trilokraj 王は自らの規則に権威と正当性を与えるために Lanna 僧たち 訓練した。第八回世界仏教徒会議〔the Eighth World Buddhist Council〕が、一四四 つまり、

て働いていたが、Vinayaの影響は、Mangrai 王朝の初め頃には明白ではなかった。しかし、Phya Kuenaで二 僧侶はその社会の学者であり、重要な儀式や勅令を文章化することを任務とする王国の公的法律家とし

たしていたのであった」。

〇の判例が報告されたことによって、法廷を組織する判事たちの名前が明らかとなり、また審問において特に

ために赴いたのは、まさに僧侶たちであった。彼らは Lanna に関する新しいパーリ語文献の出現について説明 対する仏教の影響は、 Jataka、Vinaya、Phra Sut あるいは Sikha Vinai が引証されたことで明らかとなった。 僧侶に対する人々の敬意としても表れていた。スリ・ランカや Pagan に仏教を研究する 十四世紀までの法に

学

東

洋 法 し、Lanna 法について最も影響力を持っていたのであった。世俗の Lanna 法における VINAYAPITAKA の使 多くの勅令に見い出される。

ある学者は、次のことを確信している。すなわち、Lanna 法は極めて非組織的方法によって Vinaya から創

127

の支配者の王朝を通して公布された the Kosaraj Law 16では、その第一章は、 世俗の場合と聖職者の場合とを

られたのだと。つまり、

記述形式は、

当時、

かなり混乱しており、

体系化されていなかった。

比較し、Lanna 法の体系における宗教と国家とが如何に混有するかを明確に規定しているのである。(空)

Lanna Thai Lawにも影響を与えた訴訟の方法といったような事項が、Vianayに基づいて記述されてい 他の例は、Mangraithat-Avaharn 25(二十五種類の強盗)に示されている。それは、例えば二〇種類 0

る。僧侶に関する規則は、 Vinayaの影響が直接現れた他の分野は、 平信徒の生活に容易に適用し得るものであったが、農業上の犯罪、 姦通、 性的虐待、 離婚、口論、 窃盗、 恐喝および詐欺が含まれ 灌漑、 喧嘩、 偽造

(ii) 中央タイにおける仏教の果たした形成上の役割 影響を与えることは無かった。

と分割には、

ことはあり得ないであろう。 ける仏教の影響は、 Sukhothai および Ayudhya から Ratanakosin の時代に至るまで、 誇張であると言われる

もし Theravada 仏教が Lanna 法と法学の形成に対して現実的な影響を発揮したのであれば、

中央タイにお

雨期 doms south of Lanna〕は、実際の生活上、完全に仏教徒になったのであった。 以上のすべての強壮な男子は、新信者あるいは僧侶として one Bassa あるいは Passa または Vaqssa もしくは 早期に Deravada [ママ・Theravada?] 仏教を取り入れたため、 の三ヶ月間、 それぞれ僧院に入る慣習があった。 その者が、 Lanna の南にあるタイの諸王国 成熟するために、 記録の無い時代から、二〇才 あるい は仏陀の教え、 (Thai King

チェンマイの十五

Vinaya、Suta および Abhidham の教えを受けるのは寺院の中である。 仏陀の教えと仏教僧としての Dhamma

の実践の知識は、人を充分に成熟するように促すものである。(4) 寺院は、 宗教的戒律や仏陀の教えを学ぶ場所を意味するのみならず、一八九七年の公立学校と文部省の設立以

前は、バンコクと田舎に住むほとんどのシャム人の子供たちが、寺院で仏教僧による初期教育を受けていたので あった。今日でも、 いくつかの公立学校は仏教寺院と関連している。たとえば、Wat Dhepsirin School、Wat

Rajaoros Schoolおよび Wat Rajadhivasである。仏教の影響は、非常に幼いころから成人したあとまで計り 知れないほどである。学校に行く日は毎日、朝の祈り、Ratanattaya の詠唱および三宝の繰り返しで始まる。

三宝とは、 仏陀、Dhamma、Sankha である。

教えおよび Sankha への敬意の表明が先に行われるのである。 毎新学期の初めに教師に対して敬意を表すとき、 その儀式は、 Vinaya に従って自身を処した、 仏陀、 仏陀

タイ王国による仏教法の支援

仏教法がタイの法制度の一部となっていることが、 様々な実例において明確に現れた。そこで、タイ王国およ

- 法 びその法制度が仏教法を支援していると考えられ得る範囲を調べるために、ここで見方を変えてみよう。

洋

i

憲法による保護

学

東 すべてのタイの法令と基本法、特に最も新しく公布されたタイ王国憲法(仏暦二五四〇年、西暦一九九七年)

は第八条 [ママ・第九条?]において、国家宗教として仏教を擁護するされている。(④) 徒の信仰を擁護する」。 「国王は仏教徒であり、 仏教

有している。 したがって、仏教と最も密接な結びつきが、この規定に見い出される。この規定は、 仏教が寛容であるゆえに、タイ王国では他のすべての宗教も実践され、許容されている。 極めて大きな意味合いを

い る。⁴⁸ 良の風俗に抵触しないとき」、「教理に基づく行為あるいは [自己の信仰に基づく] 儀式を行う自由を」保証されて する基本的自由を享受し、第三十七条[ママ・第三十八条?]の下で、「国民の義務に反せず、 公の秩序あるいは善

規定している。その証拠に、他の宗教も保護されている。何人も思想、良心及び信教、信仰又は宗教的信念に関紀

の〕第五条は、「タイ国民は、出生、性別あるいは宗教の如何にかかわらず、

本憲法の保護を平等に受ける。」と

もに拡大し、 国家と寺院との平和共存を保ちながら存続しているのである。 維持され且つ旧舎を利用しながら構築され続けている。

つまり、

王国の人口の増加とと

(ⅱ) 王室と国家の役割

新しい寺院と僧院は、

の問題として、Sukhothai、Ayudhya から現在の Ratanakosin に至るタイの大部分の君主たちは、 王室の儀式と国家の機能は、 常に高位にある Theravada 仏教僧による積極的な行動をともなっている。

多くの Passa の間に、 Passa あるいは短期間またはラーマ王のような場合に、もしくはシャムの王位を受けるために寺院から去る前の 僧侶の身分になる伝統を維持していた。

拝の対象というイメージを有しつつ、Sankha や仏陀の門弟を体現している最高位の長〔Supreme Patriarch〕 れているのである。国家元首のために用意されている かで共通して承認を受けている。反対に、最高位の [長の] 地位は、 〔Supreme Patriarch〕に次ぐ [準] 最高位は、 そこには !明確な仏教徒の階級が存在する。すなわち、もし君主が僧侶の身分に入ったならば、 あらゆる聖職者のおよび国家の役割に関しても、 [準] 最高位の地位は、 全事項を統括するための最も高位にある崇 仏教徒の聖職者階級の構成員のな 国王に 最高位 用意さ 一の長

四 おわり

のために用意されている。

しい発見の宝庫に直面し、この分野における研究上の知識の源は、何ものにも勝るくらいの広がりを見せてい 資料などと格闘した。それらの調査資料は、近年未だ公表されておらず、写本と翻訳の過程にある。圧倒的な新 ある。「タイ法と仏教法」というテーマについてほとんど充分な調査ができずに、所期の目的を達せられないま ま最後の日を迎えてしまったことを、 これまでの考察は、 何らかの結論を導き出すものではなく、試論または仮のものであるため、 私は遺憾に思っている。核心に迫れないまま、 筆者は、 非常に多くの調査 本稿は未完でも

東 ない。たとえ巨大な壁を乗り越えられるか否かが判らなくても、他に道はなく、それが永遠であっても。しかし 引き返せないところまで達したが、巨大な壁にぶつかり、何も見えない。しかし我々は登り続けなければなら

洋 法 学

る。

その先には、 研究において私の先達にあたる勇敢な法制史家や法学者によって繰り返された[研究上の] 雲ひとつなく空が晴れ渡り、 筆者は本稿を終えることにしたい。ただ、 海底は真平らに透き通って見え、視界は無限のように思える。 虫のよい望みではあるが、本稿が、この豊か 結論以上のこと

で未知の領域に挑戦する次世代のための誘いまたは踏み台に、必ずや成るであろう。

を纏め上げることなく、

and obligations) はなく、 の法は、 くつかの疑問が急にわいてくる。 仏陀の教えと関連している。特に仏教徒の原理によってタイ法のすべての部分が影響を受けているので 民法典、 に、 とりわけ身分法、 仏教徒の原理に基づく法規範が染み込んでいるのである。 家族法、 そのすべてが緊急で興味をそそるものである。 財産法および、 契約と債権債務の法 刑法でさえも、 明らかに明文化されたタイ (the law of transactions とりわけ Un-

条が次のように規定している。 guimala —— 仏陀の教えと、タイ民法典における人の法的地位との間の極めて近い関係性を描き出すならば、 |Finger-Garlanded One] すなわち、 ――の転化によって、仏陀の教えの影響がないというわけではない。 法人格は、 出生により始まり、 生存をもって継続し、 死亡をもって終 民法典第十五

アメリカ人権協定〔American Convention on Human Rights〕 の第四条と比較すると興味深 そこでは

了する。この内容は、SAMSARA、つまり仏教における輪廻転生を表している。

生存権 (the Right to Life) について次のように規定している。

の重要性によって保護される。 何人も、自己の生活を尊重される権利を有する。この権利は、 何人も、 自己の生活を恣意的に奪われることは決してない」。 法によって、 および一般的には当該概念

当該概念は出生を前提としなければならない。 タイ民法典第十五条はまた、第二項で次のように続けている。

「胎児は、 出生後に享受する権利を有する」。

と で遡って付与することになる。このことは、カトリック教の影響を反映しているアメリカ人権協定における概念 この条文は、もし履行されるならば、未だ生まれていない子供に対して全ての権利を、 生物学的に一致するのである。 そのはじめの瞬間にま

この比較によって、 仏教の五つの戒律、すなわち Pancasila は、その第一の Sila を次のように始めている。

Panatipata veramani sikkhapadam samadiyami

字義通り、

私は、

はない。ただ、仏教徒の見方では、 は、このことは、 旧約聖書の戒律である「汝殺スナカレ」〔THOU SHALT NOT KILL〕と相反するもので 人間、 動物、 海洋生物、草木など生けとし生けるもの総てを認めるという、

生きている人を殺すことをやめるという、私に求められている戒律を遵守する。

ある面

うかである。 問題は、 胎児は、 出生して母体と分離される前に独立した存在として、 独力で呼吸をしていると言い得るかど

より古くより広範な明確性をもっている。

学

多くの他の事項は、 論点を巧みに避けている。 寛容と思いやりを教える仏陀の教えの影響の下、 タイ法は、

法

洋 の宗教への寛容を承認している。その結果、家族関係についてのタイ法は、多元的社会の承認と共存を反映して いる。そのような社会では、異なる信仰を有する人々が特に家族関係、養子縁組、 婚約、 婚姻、 離婚および相続

他

と重なっており、時の経過とともにシャムと統合された――法も同様なのであると。

に関する異なる属人法に従い得るのである。これが、何故にタイ王国が仏暦二四八一年(西暦一九三八年)以 抵触法 [Code on the Conflict of Laws] を採択したかの理由である。

わち、 求めて仲間に加わることを待ち受けているのだと。そしてまさに、タイ王国の近隣諸国の その挑戦 筆者は、 [者]は、仏教法とタイ法との間にある相互影響の性質と範囲についてのはるかな探検と研究を 挑戦することの意味深さに魅了された比較学者に次のことを、もう一度繰り返したい。すな ―その領域はシャム

泛

1 Voyage to Siam、注2の"The Fifth Book,"215-59からの引用。 十四世はシャムのNarai国王に対してシャムの国王がカトリックに宗旨替えするように説得を試みた。 イエズス会教団が長崎に上陸し、日本人は堅固な仏教信者であると、ローマに報告した。その後、フランスのルイ キリスト教世界が仏教に始めて接触した最初の感触は、肯定的であったように思われる。日本に向かった最初

(a) See, Itineraria Asiatica, Thailand, vol.II, A Voyage to Siam Performed by Six Jesuits Sent by うな観念を持ってはいない。 者〔Doctors〕を除いて誰もほとんど理解できない。(中略)シャム人は神を信じているが、我々が有しているよ 解できず、パーリ語によって書かれた書籍に拠っている。そのパーリ語は学術的言語であり、 French King to the Indies and China in the Year 1685, 275(1688).「シャム人の宗教は大変に古く、完全に理 (中略)」。 (中略)彼は激情から解放されており、 彼の静穏を変え得る如何なる思いも感じてい 彼らの中の数人の学

(∞) See, Nicholas Gervaise, The Natural and Political History of the Kingdom of Siam, 3d ed., "Third

- part: Of the Religion of the Siamese," 125-79
- 4 271-377, at 286-289, n.43 (1997). -103. 但し次も参照のこと。Howland in "The Challenge of Religious Fundamentalism to the Liberty and 抑制した者は、すべての苦しみから解放される。Phra Sunthorn Plamintr, Basic Buddhist Course (1991), 101 Equal Rights of Women: An Analysis under the United Nations Charter," 35 Colum. J. Transnat'l L., の道は、十八の戒律を列挙している。その最後は、行動、言論および精神の抑制を唱導している。 肉体的悦びと自己禁欲という二つの両極を回避するものは、中道の推奨である。Dhammapada または Dhamma あらゆることを
- <u>5</u> は、やはり、疑いようもなく法的なのである」。 は、我々が現代法制度において求めるものである。(中略) Vinaya 専門家が互いに書いたり討論したりする方法 See, Andrew Huxley, Thai Law: Buddhist Law (1996). [Vinaya はいくつかの要素を欠いている。
- (6) Thai、Pali および Sanskrit による三種の筆記が使用されてきたし、また未だに区別なく使用されている。この 混乱は、Thai、Pali および Sanskrit からローマあるいは英語のアルファベットへの音訳表現の相違によって、一 層複雑になっている。
- け入れる。そのような Bhikkunis は仏陀が生存していた時代であっても、大変に稀な存在であった。彼女らは、 の托鉢を禁止されているのである。 遵守することを求められている。女性の修行者のようにではなく、尼僧は頭を丸め、独身を通し、そして午後から Asoka 王後では極めて珍しく、実際には、[その制度自体が]一時停止状態であった。今日、我々が目にする白い ローブを身にまとった者は、Bhikkunisではないが、尼僧である。彼女たちは、三一一の戒律中わずか八の戒律を Patimokha においては、Bhikkuni Vibang は、女性の僧侶たちによる厳格な監視のために、三一一の規律を受
- 8 kornsomaka である。 Abat Sangka Thiset、Abat Tullachai、Abat Nissakhree、Abat Pachitt、Abat Patithesaniya 々して Athi Parachick は最も厳しい刑罰であり、 僧侶の地位の剝奪である。 そのほかに六つの明確な罰がある。 すなわち、

- 9 放免され得る。その間に、不心得な平信徒も目覚めることになる。タイ王国における仏教僧の秩序の詳細につい 僧侶にとってより軽徴な罰は、当該罰に関して伝道するために、二十人の僧侶に説教と勧進を行うことによって 左記の注(37)を参照すること。
- $\widehat{\underline{10}}$ 崇高な真実 (the Cattari Ariyasaccani) と崇高な八つの道 (Atthangikka-Magga) ならびにまた2.Mahapar-See, Plamintr, supra n.4, Part II:1. Dhammacakkappavattana Sutta (Dhamma 6 輪) は、 我々に四つの
- 11 inibanna Sutta(偉大な逝去論)を教示している。 教徒の大斎節——その最後の日(Pavarana Day)——を通して、仏陀によって流布されたものであった。今日′ るために、葬儀において、詠唱されている。 Abhiddamma の祈りは、Samsara によって暮らすことを、生まれ変わりを、年齢を、そして病気と死とを慰問す Abhiddamma は、偉大なる原理論であり、もともと、雨のための隠遁の期間あるいは Mayadevaputta への仏
- 12 Marut Bunnag and Bruce J. Brafman, Thailand 1 (Albert P. Blaustein and Gisbert H. Flanz, eds.,
- <u>13</u> tein and Flanz, eds., 1993) See, Sucharitkul, "Kingdom of Thailand," xii in Constitutions of the Countries of the World (Blaus
- 14 eign Countries and International Organizations, 23-81 (1968) れたのであった。See, vol.1 (1617-1869), Bilateral Treaties and Agreements Between Thailand and For-Muang Thai は一八五五年の the Bowring Treatyの草案の中で使用されていたが、最終案で SIAM に変更さ
- <u>15</u> See, W.A.R. Wood, A History of Siam, Chiengmai, 31-48 (1996)
- 16 は如何にして生き残るのだろう?」 は次のように用いられている。「SIAM が存在し続ける限り、THAIS も生き続ける。SIAM が死んだら、THAIS Prathet Sayamという名称は、国歌および詩形において Prathet Thai と併用されていた。最も有名な詩形で
- <u>17</u> See, Huxley, n.5 supra at 26

- てユニークなことには、人と社会が、前近代的かつ非僧侶的に、タイの知識人を扱っているのである。」 にある東南アジアの前近代的法に関する研究は、当該地域における、そして東南アジアの文明の性質を評価するな Seventh IAHA Conference August 22-26, 1977, 1587-1588 (1979). 「私には次のように思える。仏教の影響下 かで、知的変化を解明するという興味を抱く研究者にとって、ユニークな機会を提供する。(中略)法文書におい See, Wyatt, "Reflection on the Intellectual History of the Pre - Modern Southeast Asia," Proceeding,
- 19 dence," 2 Journal of Siam Society (J.S.S.) 14-18 (1905); Leclaere, Les Codes Cambodgiens (2 volumes 1898); Lingat, "Notes sur la Revision des Lois Siamoises en 1805," J.S.S. 19-27; Huxley, "How Budd-See, e.g., Masao, "Researches into the Indigenoous Law of Siam as a Study of Comparative Jurispru-

hist is Theravada Buddhist Law?," I Buddhist Forum 41-85 (1990).

- 20 in West Yunnan, Paper presented to the 4th International Thai Studies Conference; J. Villiers, Doing Business with the Infidel: Merchants Missionaries and Monarchs in Sixteenth Century Southeast Asia (1977); Zhang Xiaohui, Xu Zhonggi & Zhang Xisheng, Explorations in the Laws of the Dai Nationality See, e.g., Virraphol, "Law in Traditional Siam and China: A Comparative Study," 65 J.S.S. 81-136
- S. 37-59 (1984); Ishii, "The Thai Thammasat," 143-203, Law of Southeast Asia, vol.I, The Pre-Modern Texts (M. Hooker, 1986). Vickery, "Prolegomena to Methods for Using Ayutthayan Laws as Historical Source Material," 72 J.S. See, e.g., Aroonrut Wichienkeeo and Gehan Wijeyewardene, The Law of King Mangrai (1986);
- Mu'ung Thai," Journal of the Indian Archipelago and Eastern Asia, I, 395-429 (1947); E. Croizier Notice des Manuscrits Siamois de la Bibliothaeque Nationale (1887). See, e.g., Ishii, n.21 supra, translating the Preamble to the Three Seals Code; Low, "The Laws of the
- (원) See, Sucharitkul, n.13, at supra xvi-xvii

洋 法

時代、Sukhothai 王国は繁栄した。水辺には魚がおり、平原には稲があった。王国の支配者はそれらを独占せず に、その人々に分け与えた。道々に沿って、人々は、貿易のために家畜を引き、商売のために馬に乗った。(中 See, an extract from the Sukhothai Stone Inscriptions of 1292/93 A.D. 「Khun Ram Kamhaeng 出 片 S

138

- (\(\xi\)) G. Barua, Ahom Buranji: From the Earliest Times to the End of Ahom Rule Calcutta (1930). See, also de la S. Loubaere, "The Kingdom of Siam," in Asia Historical Reprints (1969)
- <u>26</u> G. Condominas, L'Espace Social a Propos de l'Asie du Sud-Est (1980).
- (전) $\mathit{Id.}$, and also Chutintaranond, "Mandala, Segmentary State and Politics of Civilization in Mediaeval
- (♡) See, e.g., Raja Khata Muang Nan from Tai Yuan original mulberry text paper, transcribed by Kotmai Boran, transcribed from tai Yuan palm leaf by Aroonrut Wichienkeeo, in Historical and Tex-Aroonrut Wichienkeeo, text from Nan Province, Journal of History Society, 34-50 (1981); Anulomya Ayudhya," J.S.S. 78, 89-100 (1990). tual Studies (1984).
- <u>29</u> and Practice," Journal of the International Association of Buddhist Studies, 7-45.; Sommai Premchit, "Lanna Literature," Catalogue of 954, Secular Titles, Bangkok (1986). See, e.g., Hin < um a > uber, "Buddhist Law According to the Theravada Vinaya - A Survey of Theory
- 30 (1995); Jardine, "Buddhist Law," in 4 Imperial and Asiatic Quarterly Review, 367-375 (3rd series, [897] ; Upendra Thakur, "The Brahmana Pandits in Siam," in Proceedings of the Third International See, e.g., Huxley, "The Kurudhamma: From Ethics to Statecraft," Journal of Buddhist Ethics, 191-203 Conference on Thai Studies, 353-358 (1987).
- (3) Huxley, n.5, at 19-20
- See, Rong Syamananda, A History of Thailand, 13-19 (1976, reprinted 1988);多くの王国が黄金半島

- Champa, Srikshetra, Sudhammavati, Srivijai (the Golden Peninsula) で発見され ている。 例えば次のようなものである。Funan, Dvaravati, Chenla
- 33 参加した一九一七年九月二十八日に、国王 RamaVI が三色旗を導入した。 Id., 1-5, 一九一七年までのタイ王国の国旗は、赤と白象であったが、タイ王国は、 第一次世界大戦で連合国に
- <u>34</u> ているのである。特に次を参照。The Sangha Act ——仏暦二五〇五年(西暦一九六二年)——第七条では、 院および僧院あるいは政府機関の双方には一切言及されていない。この両者は、特別法によって異なる扱いを受け 三年)には、 王は最高位の長 (Supreme Patriarch) を指名すると規定されている。 Section 72 of the Civil and Commercial Code of Thailand, Books I and II, 仏暦二四六六年 政府機関に続いて、寺院と僧院が法人格あるものとして掲載されている。最近修正された法では、 (西暦一九二
- 35 Buddhist Organization of Monastic Order, and Ministerial Regulations 僧秩序の統治に関しては次を参照。the Sangha Act (仏暦二五〇五年)の Mahathera Council and Regional See, e.g., David Holmes, The Heart of Theravada Buddhism: The Noble Eightfold Path (1977).
- 36 どでもない意味である。Mahayana 仏教にとって悪いことではない。仏陀は、理解の程度に基づいて多くの異な る教え方を持っていた。See, *The Buddha and His Teaching,* Narada Maha Thera (1980). Theravada の道ではなく、より一般的な、あまり僧的修行というほどではなく、個人の自己抑制の強調というほ See, id., 13. Mahayana を字義通りに訳すと、「ブロード・ウェー [the Broad Way]] となるが、
- 37 二十七条の Salasmanapes (僧侶からの離脱)。 四つの罪の中の一つであり、あるいは Prachick である」。Nikahakamma(聖職または聖職衣を剝奪すること) No. at 16, 672.「仏陀の弟子の一人の僧を殺すことは、仏陀殺しに等しく、生きている間に因果応報的天罰となる および第三十条を参照。そこでは、過ちを犯した僧侶を、名誉失墜あるいは拘留もしくは投獄の刑を受けさせるた の詳細については次を参照。the Sangha Act (仏暦二五〇五年) See, e.g., Prasert and Griswold, Epigraphic and Historical Studies (1992), Inscription 15 その他の民事的・刑事的罪に関しては、 第二十四条、第二十五条、 第二十八条、 第二十六条および第

洋 法 学

- 僧侶身分から離脱させることを義務付けている。
- 38 院長への奉仕や、Wat Samo Lai や Wat Bovornives および Wat Rajathiwas において、Maha Nikai とともに 位する前の二十七年間に渡り僧院にいたのであった。そこで英語と同様に Dhamma や Pali を学んでいた。また僧 Thammayuth Nikaiを伝授していたのである。 君主や王子たちが僧侶社会に入ることは珍しいことではない。したがって、Mongkut 王つまり Rama IV は 即
- 39 聖職衣の剝奪あるいは僧侶身分から退職させるための強制的辞職も含まれるのである。 学問的行為および調査、自治領における大幅な自治権を認めていた。民法典や商法典に違反した、あるいは犯罪へ の加担の容疑者となった僧侶については、寺院と国家との間に管轄権の明確な分掌があり、そこには聖職の剝奪、 See, the Sangha Act(仏暦二五〇五年)では、Dhamma Vinayaに違反することではあるが、 僧侶に対する
- $\widehat{40}$ Iournal of Historical Society, vol. 2 (January, 1981) Lanna, Journal of Faculty of Humanities, vol. 11, (July - Dec., 1982), and Raja Katha Muang Nan, in See, Aroonrut Wichienkeeo, "Lanna Customary Law," in Huxley, supra n.5, at 31-42; Kotmai
- $\widehat{42}$ $\widehat{41}$ See, id., at 35.

See, id., at 36

- 43 See, id., at 37
- Dhamma を分けることは、実際に、非常に価値が高い。人は Dhamma を研修する場合のみ、それを分かち得るの See, Plamintr, supra n.4, at 139-141. Dhamma を賦与することは、 他の全ての賦与に勝るものである。
- 45 Id., Chapter 2 : Triple Gem (RATANATTAYA), at 5-7
- ており、 Act またプロテスタント布告書〔the Protestant Proclamation〕と Bamgkok Era 123のそれぞれにおいて、国 仏暦二五四〇年(西暦一九九七年)のタイ王国憲法第八条[ママ・第九条?]は、国王が仏教徒であることを定め また仏教信仰を擁護することを定めている。さらに仏暦二四五七年および二五六一年の Roman Catholic

十八日に発効)。

- て、イスラーム信仰も仏暦二四九一年に王室の保護を与えられたのであった。 ローマ・カトリック教会に法人格を認可し、プロテスタント教会に土地を与えた。Muslim Act集によっ
- $\widehat{47}$ 平等に受ける。」と定めている。それまでの憲法における同様の規定でも、思想、良心および信教の自由は保証さ のである。 れている。 仏暦二五四〇年憲法の第五条は、「タイ国民は、出生、 したがって、ローマ・カトリックとプロテスタントおよびイスラームは、王室の保護を与えられてきた 性別あるいは宗教の如何にかかわらず、 本憲法 0)
- $\widehat{48}$ ち、信教の自由の行使と宗教的儀式の実行は、国民の義務に反せず、公序良俗に反してはならない[これらに抵触 しなければ、当該自由と行使は認められる]。 第三十七条[ママ・第三十八条?]は、 強制力のある規定として、全ての人間に基本的自由を認めている。 すなわ
- $\widehat{49}$ の治世下で二十七年間、 See, Syamananda, supra n.32, at 119. Prince-Monk ti' 僧侶社会にいたのである。 彼が二〇歳になったとき命じられ、 国王 Rama III
- 50 序に属するものであり、 Elders)を統轄する。宗教上の財産は二つの範疇に分けられる。第一の範疇は、僧侶の資産は全体として仏教僧秩 王国内の全ての寺院および僧侶社会における Sangha は、 って統治される。当該長は、国王の指名で正式に認められ、Mahathera Council (最高会議/the Council of 仏暦二五○五年の Sangha Act を参照。Ministerial Regulations は次のような規定を有している。すなわち、 第二の範疇は、当該階層制における寺院と僧院の一つに属するものである。 最高位の長(Supreme Patriarch)(Sangharaj)によ
- 52 51 次を参照。仏暦二四六六年(西暦一九二三年)の the Civil and Commercial Code, Book I は、 November 22, 1969, O.A.S. Treaty Series No. 36, at 1, OEA/Ser.L./V/II.23 doc. rev. 2 (一九七八年七月 (西暦一九二五年)に修正された。 仏暦二 一四六八

を超えるほどに密接不可分であり、

政教一致といってもよいであろう。

訳者あとがき

を実行して、今日に至っている。本稿からもわかるように、タイ王国と仏教の関係は、 に様々な政策と努力を重ね、 Law, ed., タイ王国が仏教国であることは遍く知られているが、その歴史から、 本稿は、 東南アジアの中心国の一つである。同時に、日本と同様に国内の変革、特に法制度の西欧化もしくは欧米化 The American Journal of Comparative Law, No.69, vol.46 (1998), Supplement の翻訳である。 Sompong Sucharitkul, "Thai Law and Buddhist Law," The American Society of Comparative アジアでは日本と並んで独立を保ち続けた国家で、今日では国連機関なども有す 西欧列強による植民地化を回避するため 日本で暮らす我々の

たのが、 ることを本稿はまさに教示してくれたといえるであろう。 の筆を置かざるを得なくなった。その理由は定かでないが、同時に、 タイ王国の法制度と、 そのような現実の中で、 本稿である。 しかし、 いかなる関係あるいは矛盾を有するのか、 伝統的な仏教法を基礎とする法制度が、近代法を取り入れた近代的主権国家としての 著者自身が率直に認めているように、 という疑問が生じる。この点を解明しようとし この問題の核心に触れる前の段階で、 当該問題の解明は一朝一夕では不可能であ

している関係を、 るという意味においては、 しかし本稿は、 そうはいっても、タイ法と仏教法との関連問題に取り掛かるための貴重な指針であり文献であ 歴史的経緯も含めてある程度の具体例を持って明記している。 極めて貴重で且つ重要な研究である。 特に仏教僧社会と国家との密接にして且つ隔離 そこから図り知り得ることは

国家と宗教の密接不可分の関係の中で、多元的または多次元的な社会の存在を前提として、 近代的西欧法制度を

定的統治を確保するために、 61 出され得る寛容性である。 わば世俗法と宗教法との適用対象と範囲の分掌のなかに組み入れていることである。 特定の宗教的基礎を有する社会においては、 他の宗教・儀式を認めること(思想信教の自由など)は、仏教国のみならず、イスラーム諸国などにも見 この事実は、 特定宗教を積極的に利用するという、 他面において、 当該基礎に反しない限り(公序良俗や国民の義務に反しない 国家あるいは統治者が国内社会および人民に対する安 日本における仏教伝来・受容においても見い

限

教的 出され得る、 思想 (特にキリスト教) ある程度の普遍性を有する政策を意味している。しかし、西欧的法制度にも、 伝統的法規範と新しく受容された西欧的法規範との共存が成立するといえるであろう。 あるいはローマ法の伝統が根底にあり、 その点と適切に共存し得る社会的基盤を有 その基礎となった宗 これは、

教国のみならず、イスラーム諸国などにも当てはまるものと推測できる。

タイ王国の場合は、

欧的法制度を採り入れる際の判断に、 は仏教僧社会の一員になっており、 憲法にも仏教徒であるべきことが規定され、そこで培われた思考方法等が西 影響を与えていると考えられる。ここに至ると、次の問題は、 仏教の中の

国王の存在とその役割が、この点において重要性を有している。

つまり、

即位前、

から国

仏

如何なる思考が、 しかし、 そのためには、 当該寛容性と受容性を成り立たたしめているのか、という仏教自体の研究に踏み込まざるを得 一般の法学の枠を完全に超えなければならなくなる。 同時に、 本稿の最後に筆者

洋 法 学

が述べているように、「タイ法と仏教法」という問題の奥深さと魅力は、正にこの点にあるといえよう。そのこ

第一は、

本文及び注釈の中にサンスクリット語、

パーリ語、

タイ語の表記が頻出している。

その意味に

7

とを、本稿では、多くの仏教用語などを用いて、教示しているのである。 訳文については、 原文に忠実に従ったつもりであるが、それでも彼我の思考・論理構成の相違、

点が多々あるにもかかわらず、充分な知識程度に到達できないまま、 に関する理解程度の相違、 歴史上の知識の相違など、 本来は訳者が埋め合わせるために努力しなければならな 訳出した次第である。したがって、

誤記・ 誤訳はすべて訳者の責任である。

最後に、 本稿を訳するに当たって、次の二点に留意した。

四年)、 九九七年) は、 稲 垣久雄 松山納 タイ王国憲法』(タイ経済パブリッシング、二〇〇〇年)などを参考にしたが、 『日英仏教語辞典 『タイ語辞典』(大学書林、一九九四年)、タイ経済パブリッシング㈱『仏暦二五四〇年 —— A Dictionary of Japanese Buddhist Terms ——』(永田文昌堂: 我々が 知っている仏 (西暦 九八

味によるイメージなどの拘束が働くことから、むしろ原文で使用された表記をそのままの形で使用することにし ka を毘奈耶蔵、 Suttapitaka を素多覧蔵、 Nirvana を涅槃、Tripitaka を法師というように訳すと、漢字の意

訳に当たっては、原文記載通りに記述したが、第八条[ママ・第九条?]あるいは第三十七条[ママ・第三十八条?] 第二は、 本文等で使用されているタイ王国憲法の条文が、 訳者が確認した限り、ずれている箇所があった。

翻

た。

教用語は、

もともとの原語から漢訳されたものであり、

例えば Vinaya を毘尼、Dharma を達磨、

あるい

は仏教

というように記述したので、参考にしていただきたい。

の持続と変容」の研究成果の一部である。 ※本研究は、平成十七年度採択東洋大学研究所間プロジェクト「イスラーム世界における伝統的秩序規範